

**熊本市上下水道局公用車賃貸借（電気自動車分）
仕様書**

本契約の実施については、契約書及び本仕様書によるほか、細部については、発注者の指示に基づいて行わなければならない。

1 件名

熊本市上下水道局公用車賃貸借（電気自動車分）

2 契約期間

令和7年(2025年)3月15日～令和12年(2030年)2月28日
(債務負担行為実施済)

3 履行場所

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

4 リースの形態について

メンテナンスリース方式：2台

5 リース内容について

(1) 点検及び整備

内容	時期
車検及び法定点検（代車を提供すること）	法定時
巡回点検（走行距離調査を含む）	1ヶ月に1回
安全点検	6ヶ月に1回
タイヤ交換	必要な時期
パンク修理	〃
バッテリー交換	〃
消耗品の交換	〃
故障・修理（ロードサービス含む）	〃

※車検及び法定点検は、実施予定の1ヶ月前に通知し、日程調整を行ったうえで実施すること

※毎月、点検及び整備状況を報告すること（様式は各社の様式で可）

※点検及び整備（事故修理を除く）に係る時間は、48時間以内とする
なお、やむを得ずできない場合は、発注者の指示に従うこと

(2) 任意保険加入のこと

保険契約の相手方は、各社の取引関係会社で可。ただし、事故発生時に責任を持って事故処理に対応できる会社を選定すること

ア 契約内容

(ア) 契約方式 フリート契約

- (イ) 車両保険 免責なし
- (ウ) 対人補償 無制限（1名に付）
- (エ) 対物補償 1千万円（1事故に付免責なし）
- (オ) 無保険車傷害 2億円
- (カ) 人身傷害補償保険 3千万円（1名に付）

※熊本市上下水道事業管理者を被保険者として自動車保険契約を締結すること

イ 事故処理

- (ア) 事故発生の連絡を受けた場合は、遅延なく事実を調査し、その結果について報告すること
- (イ) 示談交渉は、保険会社と連携して責任を持って行うこと
- (ウ) 必要に応じて事故の関係書類を提出すること
- (エ) 1回の対物事故につき、発注者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が契約金額を明らかに超える場合においても、発注者の行う折衝・示談又は調停若しくは訴訟の手続きについて協力又は援助を行うこと
- (オ) 発注者が負担する損害賠償額の決定に関して本市議会の議決を必要とする場合は、当該議決を経た後で、書面による合意を行い損害賠償額を支払うこと
- (カ) 示談書作成の際は、発注者と協議の上作成すること
- (キ) 全ての事故処理が終了次第、交渉の全過程を遺漏なく書面にて報告すること

6 対象車両について（電気自動車）

- (1) 普通自動車 1台（リーフ同等以上）
- (2) 軽自動車 1台（サクラ同等以上）

7 全車両の共通仕様について

- (1) 外部給電が可能な電気自動車であること。
- (2) トランスミッション：オートマティック（以下AT）車に限る。AGS等のセミAT車両は不可。
- (3) 車体色：オプション料金が発生しない白色またはシルバーに限る（色調は不問）。
- (4) ハンドル位置：右ハンドル車両であること。
- (5) ドライブレコーダー：非純正品可。ただし、逆光時等でも判別可能な画像が撮れること。
- (6) その他：以下を搭載すること。
エアコン、エアバッグ、AM/FMラジオ、パワーステアリング、サイドバイザー、フロアマット、
その他当該車両標準装備一式

8 賃貸借料について

- (1) 賃借料に含むものは下記のものとする。
- ア 車両登録、納車諸費用
 - イ 自動車重量税、自動車税、自動車取得税の納付及びこれを証する書類提出
 - ウ 自動車損害賠償責任保険及び自動車任意保険の保険料
 - エ 車検、法定点検等の整備費用及び修理に必要な費用並びにその車両の引取・納車に必要な費用
 - オ 自動車リサイクル料
 - カ 消耗部品の取替費用
 - キ その他車両管理に必要な費用
- (2) 受注者は契約締結後に熊本市（熊本市役所 7 階 脱炭素戦略課）へ地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（以下補助金）の申請を行うこと。賃借料は、上記のア～キの項目を加味して算出された金額から、補助金を差し引いたものとする。
- (3) 補助金の交付額は、2 台合わせて 1 1 0 万円を限度額とする。

9 交通安全指導について

- (1) 発注者が行う交通安全指導への協力、助言及び援助を行う

10 補助金申請に係る提出書類について

- (1) 契約締結後の納車の際、受注者は納車を行ったことの証明として熊本市（熊本市役所 7 階 脱炭素戦略課）に「納車完了届」を提出すること。
なお、その届け出は貸借期間開始までに行うこと。

11 再リースについて

- (1) 契約が満了した以降も車両が必要である際は、発注者及び受注者にて協議を行い、実施可能である場合は当契約満了後に改めて再リース契約を締結すること。

12 その他

- (1) 車両内に社名、保険会社名及び緊急時の連絡先等を表示すること
- (2) 事故等の緊急時の各事態に応じた連絡網を提出すること
- (3) 発注者の検査を受けた後、指定の場所に納車するものとする
- (4) 納車時には、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証の写しを一部提出すること